

一級建築士、二級建築士及び木造建築士の業務範囲(設計及び工事監理)

構造	高さ又は階数		延面積(平方メートル)				
			30以下	30超100以下	100超300以下	300超1,000以下	1,000超
木造その他下欄以外の構造	高さmかつ軒高9m以下のもの	階数1	だれでもよい (注2)	一級建築士、二級建築士及び木造建築士(木造に限る)	※ 一級建築士、二級建築士(ただし、延面積が500㎡を超える学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場(オーデトリウムを有しないものを除く)又は百貨店は、一級建築士)	※以外の建築物の場合一級・二級建築士	
		階数2				一級建築士	
		階数3					
	高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの						
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、レンガ造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造	高さ又は階数		延面積(平方メートル)				
			30以下	30超100以下	100超300以下	300超1,000以下	1,000超
	高さmかつ軒高9m以下のもの	階数2以下	だれでもよい	一級建築士、二級建築士		一級建築士	
		階数3以下					
高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの							

注 1. 増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えをする場合は、当該部分を新築するものとみなす。

注 2. 延面積が50㎡を超える建築物で、延面積の1/2以上を居住の用に供するものは建築士の資格が必要。
(大阪府条例:建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例)

●提出について

確認申請書は、建築主が提出しなければならない。(建築基準法第6条第1項)

ただし、一級建築士、二級建築士、木造建築士又は、行政書士は代理業務を行うことができる。

(建築士法第21条)(行政書士法第1条の3)